

# 令和5年度第6回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年8月18日  
場所 十和田市役所別館5階会議室

令和5年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和5年8月18日(金) 午後2時5分

3. 閉 会 日 時 令和5年8月18日(金) 午後2時37分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
6番	中野雄一郎君	7番	芋田一弘君
8番	立崎和寿君	9番	山田利昭君
10番	稲田優憲君	11番	奥山博君
12番	小田正喜君	13番	外山康仁君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
16番	杉山秀明君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	箕輪展忠君

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実君

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	古谷朝直君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	藤坂地区	市崎貴之君
六日町地区	平舘龍徳君		

## 7. 会議に付した案件

- 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第23号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第24号 非農地判断を行った農地について
- 議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第39号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第40号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第42号 十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について

## 8. 議事録署名委員

3番 小笠原 松 寿 君                      4番 沢 目 勝 弘 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次長	安 本 宗 徳
事務局 農地係長	村 中 健 大	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主査	東 浩 治	事務局 主査	佐々木 徳 幸
事務局 主事	佐 藤 菜 奈		

## 10. 書 記

事務局 主事 佐 藤 菜 奈

議 長（箕輪展忠君）本日の欠席通告者は、5番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年8月7日に告示招集いたしました、令和5年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 小笠原 松寿 委員、4番 沢目 勝弘 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いいたします。報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、合計2件15筆31,718平方メートルです。今後の意向については、8番が自ら耕作、9番は別人に贈与の予定です。3ページです。農地中間管理事業によるものが、2件3筆12,182平方メートルです。6番は別人と貸借予定、7番は同じ人と売買の予定です。以上です。

議 長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）4ページをお願いします。報告第22号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページから8ページです。今回は、合計15件64筆201,621平方メートルです。取得後の内容は、農地として管理、自ら耕作、貸借中などとなっております。あっせんの希望はありません。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）9ページをお願いいたします。報告第23号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、5件6筆2,203平方メートルで、現地調査は令和5年8月7日に実施し、法務局への回答は8月8日に行っております。13番は、深持小学校の北西約350メートルの地点です。照会地は、昭和46年建築の住宅の通路となっております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。14番は、ユニバース十和田東店から南東に約130メートルの地点です。照会地は、昭和51年建築の住宅の敷地となっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。15番の照会地2筆は、学校給食センターから北に約380メートルの地点です。照会地は、昭和52年建築の住宅の敷地と庭になっております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。16番は、豊ヶ岡保育所の北東約220メートルの地点です。照会地は、長年小屋の敷地と通路になっており、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断して

おります。17番は、沢田小学校の北西約450メートルの地点です。照会地は、昭和51年建築の付属屋の敷地と通路になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）11ページをお願いいたします。報告第24号、非農地判断を行った農地について。「農地法等の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。12ページです。合計8筆16,514平方メートルで、現地調査は令和5年8月7日に行っております。いずれも、全て非農地として判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。17番。

農業委員（力石堅太郎君）17番、力石です。非農地判断を行った場所だけは言っているんですけど、なぜ、どういう状態であるのか分かりませんので、それを少し付け加えてほしいなと思います。

事務局長（櫻田修一郎君）説明いたします。8筆のうち28番以外は、全て山林の状態ということでありましたので、非農地と判断しております。28番に関しましては、農地として復元しても、その後耕作される見込みがないということで、こちら非農地として判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）よろしいでしょうか。

議長（箕輪展忠君）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎委員、外山委員、竹浦委員の3名です。令和5年8月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室1において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）次に議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君）13ページをお願いします。議案第38号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが14ページから15ページ、合計7件13筆19,692平方メートルです。賃借権、使用貸借に関するものが16ページ、合計2件8筆589,470.52平方メートル、地上権の設定に関するものが17ページから18ページ、合計7件7筆25,124平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。14番竹浦 寿広 委員お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転7件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、地上権の設定7件の合計16件です。所有権の移転は、14ページ39番から15ページ43番までが売買によるものです。15ページ44番が親戚への贈与、45番が付き合いのある法人への贈与によるものです。このうち新規取得は、14ページ39番及び42番です。賃借権の設定は、相手方要望によるもので、新規取得です。使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。地上権の設定は、相手方要望によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

推進委員（米内山義治君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号39番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、8月7日午後1時45分、市役所別館4階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地

として管理されていまして。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）米内山推進委員ご苦勞様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員お願いします。

推進委員（斗沢信一君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号42番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、8月7日午後2時、市役所別館4階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地農地として管理されていまして。以上のことから、取得にあたっては特に問題ないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）斗沢推進委員ご苦勞様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員お願いします。

推進委員（古谷朝直君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。16ページの申請番号36番の新規取得となる借人に対し、8月7日午後2時15分、市役所別館4階会議室1において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていまして。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）古谷推進委員ご苦勞様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。16番。

農業委員（杉山秀明君）16番、杉山です。地上権設定の受付番号28番ですが、3番と4番については調査書を見ますと該当も何も記載がありませんが、これは何か理由がありますか。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。こちらは記載の漏れている箇所でございます。申し訳ございません。正しくは「該当しない」という内容になります。以上です。



農業委員（杉山秀明君）記載漏れということね。

農地係長（村中健大君）はい。

農業委員（杉山秀明君）わかりました。

議 長（箕輪展忠君）他にございませんか。17番。

農業委員（力石堅太郎君）確認です。17番、力石です。16ページの36番\_\_\_\_\_のことですが、これ前にやって3年で延ばしたりしてるんですけども、常に3年ごとに新規取得という言葉でなっていくものですか。それを確認します。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。この16ページ申請番号36番の案件は、同じ土地に関しまして、今回の議案の中で農地法第5条の営農型太陽光発電設備の転用に係る部分がございます。そちらの方の転用が一時転用ということで、3年間の期間で設定しているという事で、同じくこちらの方も3年間の貸借期間となっています。ただし、こちらの36番については農地法第3条に基づく貸借ですので、法定更新となりまして、3年ごとに総会にかけられるということではございません。

議 長（箕輪展忠君）よろしいですか。

農業委員（力石堅太郎君）分かりました。

議 長（箕輪展忠君）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第38号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君） 19ページをお願いします。議案第39号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、20ページです。今回は、合計2件6筆16,649平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。今回は、担当した農用地利用最適化推進委員が任期満了により退任しているため、代わりに事務局が説明いたします。

農地係長（村中健大君）16番及び17番の調整内容を報告します。16番は7月12日午前10時、17番は同日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議が行われました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、要件すべて適であると判断されましたので、調整調書が作成され農業委員会に提出されました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第39号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）21ページをお願いします。議案第40号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作

成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。22ページから23ページです。賃借権の合計は、4件9筆34, 292平方メートルで、52番が再設定、他3件が新規の権利設定です。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第40号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君）24ページをお願いします。議案第41号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は25ページから27ページです。今回は、合計14件19筆4, 440. 39平方メートルです。14番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲3区画の造成を行うものです。場所は、十和田中学校から西に約300メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。15番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、十和田東中学校から北に約500メートルの地点です。農地区分は、上下水道の2管理設、500メートル以内に十和田東中学校、認定こども園生きがい十和田があり、第3種農地に該当します。16番の転用事由は、農地を使用貸借し、普通住宅を建築するものです。場所は、十和田東小学校から北に約650メートルの地点です。農地区分は、その他の2種農地に該当し、許可の見込みがあります。17番の転用事由は、3年間の一時転用で、営農型太陽光発電設備を設置するものです。場所は、切田中学校から南西に約3. 6キロメートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、一時転用で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。18番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、旧下切田小学校から北に約1. 1キロメートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続して住宅を建築するため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。19番の転用

事由は、農地を売買で取得し、重車両置場を整備するものです。場所は、淵沢集会所から北に約50メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続しており不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。20番の転用事由は、3年間の一時転用で、営農型太陽光発電設備を設置するものです。場所は、検行平牧野の一角です。農地区分は、第1種農地及び農用地区域内農地ですが、一時転用で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。21番から26番の転用事由は、いずれも3年間の一時転用で、営農型太陽光発電設備を設置するものです。場所は、切田中学校から南西に4.1キロメートルから5キロメートルの範囲の地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。27番の転用事由は、農地を賃借し、資材置場を整備するものです。場所は、立石発電所から北西に約1.4キロメートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。8番 立崎 和寿 委員お願いいたします。

報告委員（立崎和寿君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計14件です。8月7日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時15分に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。調査の結果、申請番号27番については、公共工事のための資材置場として既に使用しているため、始末書付きとなっています。それ以外については、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君） 立崎委員ご苦勞様でした。

議長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） ご異議なしと認めます。よって議案第41号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君） 次に、議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の

説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君） 28ページをお願いいたします。議案第42号、十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定に基づき、別紙のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について承認を求める件です。29ページから33ページが改正案です。この指針は、平成29年度の第6回総会で承認され、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行うこととされているものです。今回の指針の改正は、先般行われました農業経営基盤強化促進法の一部改正を受け、地域計画・農地等の最適化の推進に係る文言の修正、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標、新規参入の促進目標について、農業委員会の長期的な目標として、十和田市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に掲げられている令和14年4月の目標数値の欄と、目標の達成状況に対する評価方法について追加記載しています。目標として設定した数値についてですが、遊休農地の解消目標について、前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地は当年度の解消目標として設定することとされていますので、前年度発生した新規の遊休農地はその次の年度に速やかに解消することにより、現状維持することとしました。担い手への農地利用集積目標については、県の指導を受けて作成する、十和田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に掲げる、担い手への農地利用集積率が90パーセントであることから、逆算で計算していきますと、毎年度3.3パーセントの集積率の積み上げが必要となることを受け数値を設定しています。新規参入の促進目標については、平成29年度から令和4年度までの平均値を目標年度まで積み上げた数値としています。以上です。

議長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君） ご異議なしと認めます。よって議案第42号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

———— 閉会 午後 2 時 3 7 分 ————